令和６年度 第３回 八戸市地域公共交通会議

日時：令和６年12月25日（水）10時00分～
場所：八戸市公民館　１階講義室

次　　第

１　開　　会

２　議　　事

≪協議事項≫

（1）　地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（自己評価）について　資料１

（2）　深夜乗合タクシー「シンタクン」の実証事業について　資料２

≪報告事項≫

（1）　「親子DE探検デジタルエコパスポート」の販売開始について　資料３

３．閉　　会

配付資料

・ 次第
・ 出席構成員名簿
・ 席図
・ 八戸市地域公共交通会議設置要綱
・ 資料１：地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（自己評価）について
・ 資料２：深夜乗合タクシー「シンタクン」の実証事業について
・ 資料３：「親子DE探検デジタルエコパスポート」の販売開始について

令和6年度　八戸市地域公共交通会議 出席者名簿

≪構成員≫

要綱(第3条)上の区分	役職名	氏名		備考
(1)　八戸市長が指名する職員	八戸市総合政策部長	谷神　善洋	出	代理:政策推進課長　安原　清友
	八戸市総合政策部 南郷事務所長	大山　暁史	出	
(2)　八戸市内を営業路線とする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者	八戸市交通部 次長兼運輸管理課長	鈴木　伸尚	出	随行:営業GL　泉山　裕
	岩手県北自動車株式会社 乗合事業部 南部支社分室長	佐藤　欽一	出	
	十和田観光電鉄株式会社 運輸事業部長	佐藤　美仁	出	
(3)　青森県内の一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者	公益社団法人青森県バス協会 専務理事	池田　守	欠	
(4)　八戸市内の一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者	八戸市タクシー協会 事務局長	鈴木　一浩	出	
(5)　住民又は利用者の代表	八戸市老人クラブ連合会 会長	上田　武男	出	
	八戸市社会福祉協議会 総務課長	髙橋　幸治	欠	
	一般公募	兵藤　弘純	欠	
	一般公募	福田　匡彦	欠	
(6)　国土交通省東北運輸局青森運輸支局長が指名する職員	東北運輸局青森運輸支局 首席運輸企画専門官	佐々木　拓真	出	
(7)　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者が指名する者	青森県交通運輸産業 労働組合協議会 南部バス労働組合執行委員長	間山　正茂	出	
(8)　道路管理者、青森県警察、学識経験者その他会議が必要と認める者	国土交通省 青森河川国道事務所 八戸国道出張所長	新井　昌規	欠	
	青森県三八地域県民局 地域整備部道路施設課長	相馬　基	出	
	八戸市建設部次長 兼道路維持課長	岩谷　寿	出	
	青森県八戸警察署 交通官	附田　豊	出	代理:交通課規制係長　榊浩治
	福島大学 教授	吉田　樹	出	
(9)　八戸市内において旅客の運送を行う鉄道事業者の代表者が指名する者	東日本旅客鉄道株式会社 八戸総括センター　副所長	泉山　大樹	欠	
	青い森鉄道株式会社 経営戦略部長	佐々木　真紀	欠	
(10)　事務局	事務局次長	谷崎　安進	出	
	事務局員	相模　将喜	出	
	事務局員	千葉　明	欠	
	事務局員	田邉　宗徳	出	

令和6年度　第3回
八戸市地域公共交通会議 《席図表》

会場:八戸市公民館　1階講義室

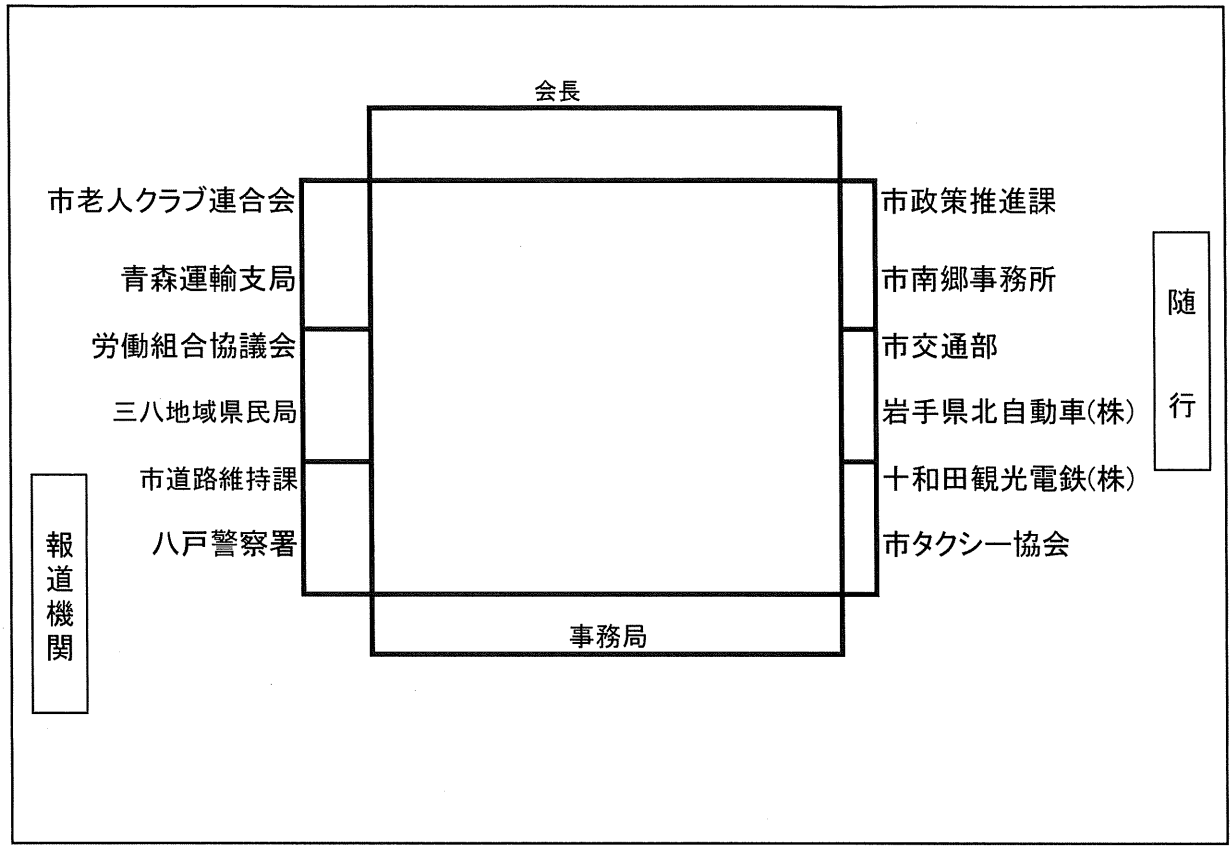

八戸市地域公共交通会議設置要綱

（設置）

第１条　八戸市地域公共交通会議（以下「会議」という。）は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、八戸市における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの提供に必要となる事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

（協議事項）

第２条　　会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（１）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項

（２）市町村有償運送の必要性及びその旅客から収受する対価に関する事項

（３）公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項

（４）公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項

（５）公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項

（６）前５号に掲げるもののほか、会議の運営方法その他会議が必要と認める事項

（会議の構成員）

第３条　　会議の構成員は、次に掲げる者とする。

（１）八戸市長が指名する職員

（２）八戸市内を営業路線とする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者

（３）青森県内の一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者

（４）八戸市内の一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者

（５）住民又は利用者の代表

（６）国土交通省東北運輸局青森運輸支局長が指名する職員

（７）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者が指名する者

（８）道路管理者、青森県警察、学識経験者その他会議が必要と認める者

（９）八戸市内において旅客の運送を行う鉄道事業者の代表者が指名する者

（会長及び監事）

第４条　　会議に会長及び監事を置き、八戸市長が前条各号に掲げる者の中から指名する。

（１）会長　１名

（２）監事　２名

２　会長は、会議を代表し、会務を総括する。

３　監事は、出納監査を行い、監査の結果を会議に報告する。

（会議の運営）

第５条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

３　会議の議決は出席者（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

４　会議は、書面にて協議することができる。

５　会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

６　会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（協議結果の取扱い）
第６条　会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（ワーキング会議）
第７条　会議は、必要があるときは、会議の議事について調整又は意見交換等を行うため、構成員の任意出席によるワーキング会議を開催することができる。

（分科会）
第８条　第２条各号に掲げる事項及び運賃、料金について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。
２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）
第９条　会議の庶務を処理するため、会議に事務局を置く。
２　事務局は、八戸市総合政策部政策推進課に置く。
３　事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務に関する事項）
第１０条　会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
２　前項の規定に関わらず、公共交通計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

（その他）
第１１条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成１９年６月１３日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２０年６月１０日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２７年６月５日から施行する。

附　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和５年３月２８日から施行する。

附　則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

資料1

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

令和　6年　12月　25日

協議会名：　八戸市地域公共交通会議

評価対象事業名：　地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回（2事業年度前）（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況		⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
（有）日ノ出タクシー	【系統名】 島守地域コミュニティタクシー 【運行回数】 147回 【運行区域】 島守地域～市ノ沢バス停（路線バス：市ノ沢線）	【前回（2事業年度前）の評価結果】 目的が達成できていない状況であるため、自己評価のとおり、周知・啓発、場合によっては運行ダイヤの見直し等、地域のニーズを踏まえた改善策の検討・実施・検証を行っていくことを助言します。 【評価結果の反映状況】 南郷地区内の公共施設にチラシを配布し周知した。	A	事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	C	【目標値】1運行当たり2人以上 【実績値】運行回数：95回 利用者数：108人 1運行当たり：1.13人/回 【達成率】約57% 乗合が発生しておらず、ほとんどが1人での利用である。	・目標設定の見直し 【これまで】 両コミュニティタクシーは区域運行であるが、定時定路線型運行の国の補助要件である「1回当たりの乗車人員2名以上」を目標として設定していた。 【今後】 八戸圏域地域公共交通計画において、2028年度の目標として住民1人当たりの公共交通利用者回数を維持することとしていることから、本事業による両コミュニティタクシーの目標設定についても、公共交通計画の目標設定の考え方と同様に、次年度から利用者数を（現行の運行方法がスタートした令和5年度）実績値の維持に変更する。 ・周知・広報の強化
（有）日ノ出タクシー	【系統名】 市野沢地域コミュニティタクシー 【運行回数】 43回 【運行区域】 市野沢地域～市ノ沢バス停（路線バス：市ノ沢線）		A	事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	C	【目標値】1運行当たり2人以上 【実績値】運行回数：46回 利用者数：49人 1運行当たり：1.06人/回 【達成率】約53% 乗合が発生しておらず、ほとんどが1人での利用である。	

令和4年度事業　　令和6年度事業

※枠の大きさの変更は可能です。

別添１－２

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和　6年　12月　25日

協議会名：	八戸市地域公共交通会議

評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

地域の交通の目指す姿 （事業実施の目的・必要性）	八戸市は青森県南東部に位置し、面積は305.56㎢、人口は215,747人（令和6年9月末現在）で、市が目指す将来都市像として「ひと・産業・文化が輝く 北の創造都市」を掲げている。 近年では人口減少・高齢化が進展しており、令和2年度末には民間バス事業者が運行してきた荒谷線が廃止となるなど、地域公共交通の存続が危機に瀕している状況にある。 しかし、誰にとっても安心して暮らせる地域づくりのためには、来訪者を含めた、誰もが安心して移動することができる生活交通ネットワークの構築が必要不可欠である。その一環として、通勤・通学の足の確保を主たる目的とし、「市野沢地域・島守地域から、市中心街への移動手段を確保する」ことを目標に掲げ、地域間幹線系統である市ノ沢線と接続するフィーダー系統（デマンド型）を組み合わせることで、生活交通ネットワークの構築を進めているところである。

八戸市地域公共交通活性化協議会

令和3年4月1日事…開始

事業名：令和6年度地域内フィーダー系統

生活交通確保維持改善計画

目的・必要性

南郷コミュニティタクシーは、南郷地域コミュニティバスが運行していない時間帯（朝・夕）において、市ノ沢線に接続して八戸市中心部への移動を確保していることから、その確保維持が必要とされている。

南郷コミュニティタクシーを確保維持することで、特に通勤・通学に関する住民の生活交通手段を存続させることを目的とする。

確保・維持する系統の概要

【地域内フィーダー系統】
南郷コミュニティタクシー
（島守地域コミュニティタクシー・
市野沢地域コミュニティタクシー）
・運行事業者：（有）日の出タクシー
・運行日：毎日
・運賃：300円
※要予約

事業・実施主体

・南郷コミュニティタクシーの活用方法等について、市WEBサイトや市広報紙で周知を行う。（八戸市）
・南郷コミュニティタクシーの活用方法等について、住民主体で利用促進の懇談会を開催する。（島守地区自治会連合会）

定量的な目標・効果

【目標】
運行1回あたりの利用者数2人以上
【効果】
南郷コミュニティタクシーを確保維持することにより、南郷地域の荒谷方面から八戸市内までの移動手段が確保され、通勤や通学が可能な公共交通環境の整備を図ることができる。
また、荒谷線の廃止後においても、地域住民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

基礎データ

合併状況：平成17年に八戸市と南郷村が合併　　人　　口：215,747人
面　　積：305.56㎢　　高齢化率：32.6%（9月末時点）
会議開催数：5回（令和5年10月～令和6年9月）

前回の評価結果

【達成状況（結果）】　※令和4年度事業
・島守地域コミュニティタクシー　【実績】運行1回あたりの利用者数：1.57人/回（達成率78%）
・市野沢地域コミュニティタクシー　【実績】運行1回あたりの利用者数：1.22人/回（達成率61%）
【一次評価】
目的別利用方法等を住民に周知したり、地域住民と協議を行い利用を伸ばし目標の達成に努めたい。
【二次評価】
目的が達成できていない状況であるため、周知・啓発、場合によっては運行ダイヤの見直し等、地域のニーズを踏まえた改善策の検討・実施・検証を行っていくこと。

評価項目

実施状況、目標・効果の達成状況

【実施状況等】
・市WEBサイトを更新し、周知を図った。
・住民主体でNPO法人と協力しながら、南郷地域の中学生を対象に公共交通の利用促進事業を行った。

【実績】 ※令和6年度事業 〔内訳〕C：2件
・島守地域コミュニティタクシー　【実績】運行1回あたりの利用者数：1.13人/回（達成率57%）
・市野沢地域コミュニティタクシー　【実績】運行1回あたりの利用者数：1.06人/回（達成率53%）

※評価の判定基準
・A ⇒ 目標達成100%以上
・B ⇒ 目標達成80%以上100%未満
・C ⇒ 目標達成80%未満、又は、補助対象外（1運行当たり2人未満、運行割合30%未満）

事業の今後の改善点

・目標設定の見直し
・周知・広報の強化

※記入する際、枠の大きさの変更及び頁追加のうえ作成することも可能とします。

八戸市地域公共交通会議

南郷コミュニティタクシー運行区域図面

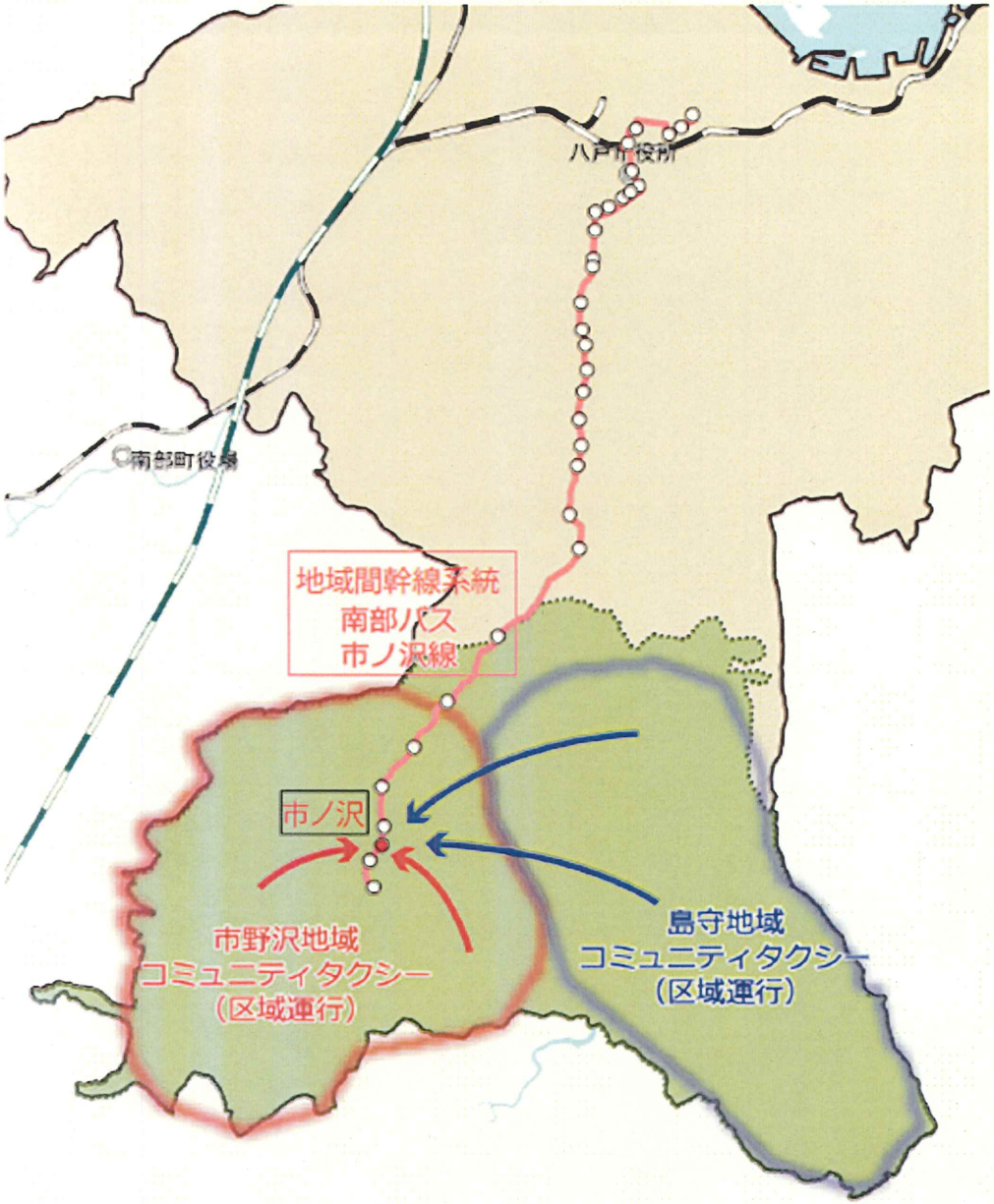

運行時刻表

資料２

深夜乗合タクシー「シンタクン」の実証事業について

１．協議事項

現在休止中であるシンタクンの実証事業の実施にあたり、道路運送法施行規則第 66 条の規定に基づき、事業再開届出書（別紙参照）の提出が必要であることから、現行事業内容との変更点などを中心に協議していきたい。

２．事業の経緯

・平成 22 年から、最終新幹線で 23 時 07 分に八戸駅へ到着した方の中心街までの移動手段として、タクシー事業者に協力いただき、深夜乗合タクシー「シンタクン」を運行していたが、コロナ禍等による利用減などを背景として現在まで休止している。（R２．４月末～）

・「シンタクン」の運行に関しては、以前よりタクシー事業者の費用負担が多い等の課題が寄せられていたため、従来の運用方法での再開は難しいと考えている。

・現在は、深夜時間帯（最終新幹線到着時刻）においても、タクシープール内にタクシーが数台待機しているものの、タクシー乗務員の人手不足や高齢化により、今後タクシーの待機台数の減少が予想され、深夜時間帯の公共交通による移動手段を確保する取組が必要である。

３．事業の目的

当該事業は、深夜時間帯における持続可能な移動手段を確保するため、八戸圏域地域公共交通活性化協議会が MaaS 事業の一環として、国の補助金を活用しながら実証事業を行うものであり、下記事項を検証し、事業継続の必要性や事業内容の改善について検討していく。

・効果的な周知・広報の実施方法
・一般乗用タクシーの利用への影響
・持続可能な新幹線最終便利用者の移動手段の確保の方法
・予約方法及びアプリの操作方法

４．　実証事業の概要

	項目	現行	見直し（案）
（１）	運行主体	シンタクン実行委員会（三八五交通・八戸タクシー・ポストタクシー・県南タクシー）	同左
（２）	運行車両	セダン型車両	同左
（３）	運行時間	23 時 20 分発	同左
（４）	運行期間	平成 22 年７月～令和２年４月 ※毎日運行	令和７年１月 26 日(日)～２月 20 日(木) ※金・土曜日を除く日～木曜日の運行
（５）	料　　金	500～900 円　※次頁参照	同左
（６）	路　　線	八戸駅～中心街・本八戸駅 ※次頁参照	同左
（７）	利用方法	事前予約不要	事前予約制（運行当日の 22 時までに要予約・購入）

５．今後のスケジュール

令和６年　12 月 25 日（水）　　八戸市地域公共交通会議での協議
令和７年　１月　　中旬　　青森運輸支局へ届出提出
令和７年　１月 26 日（日）　　実証事業開始

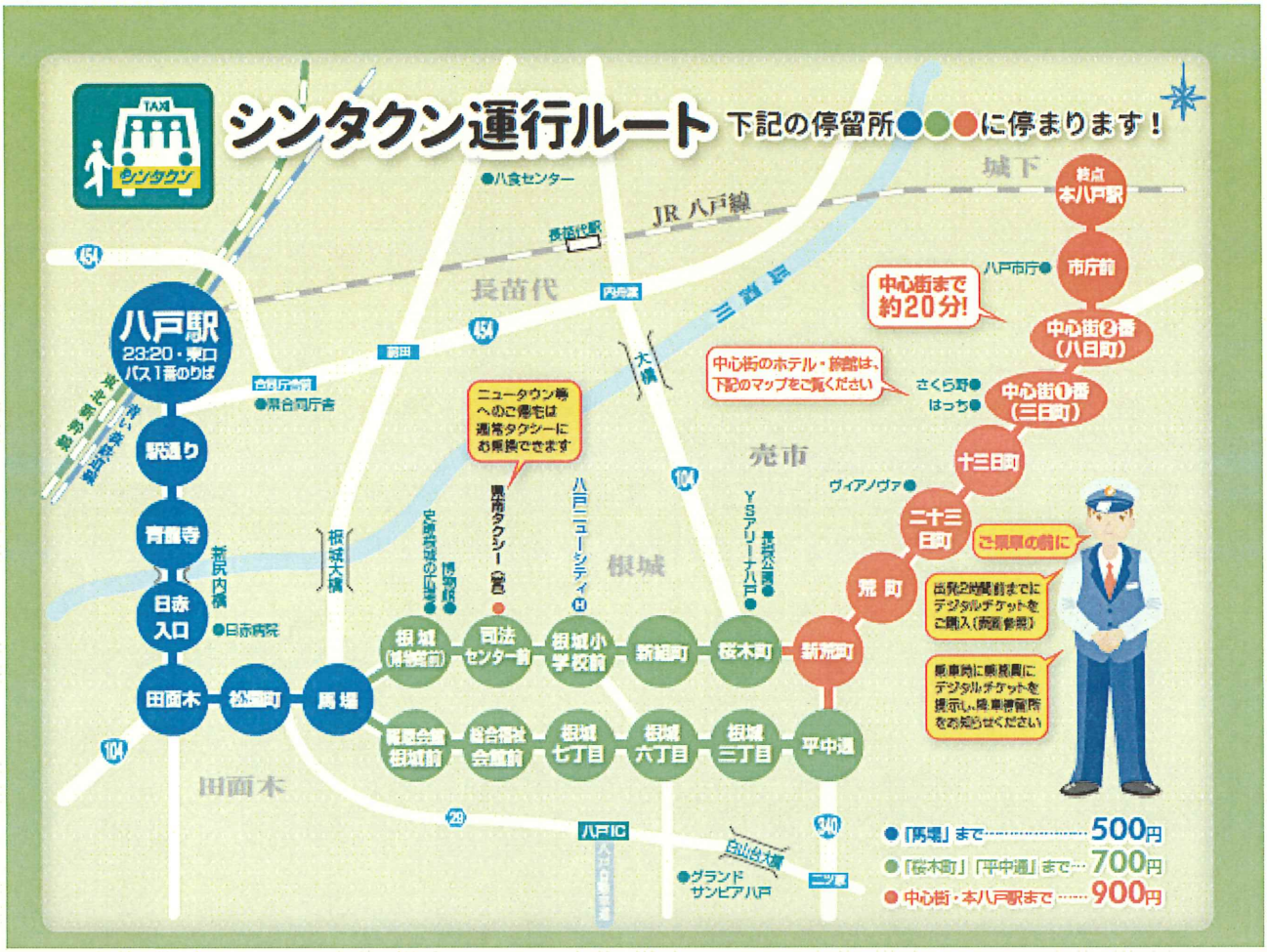

図　　運行ルート・運賃区分

令和　　年　　月　　日

東北運輸局長　殿

住　　所
氏名又は名称
代　表　者　名

一般乗合旅客自動車運送事業の事業再開届出書

このたび、下記のとおり事業を再開しましたので、道路運送法施行規則第66条第1項第4号の規定に基づいて下記のとおり届出いたします。

記

1．氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

住　　所
氏名又は名称
代　表　者　名

2．事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業

3．届出事項

令和　年　月　日付け届出に係る休止事業の再開

4．再開した日

令和　　年　　月　　日

5．再開理由

資料３

「親子 DE 探検デジタルエコパスポート」の販売開始について

１　事業の経緯

・令和６年度青森県補助事業を活用し、八戸圏域地域公共交通活性化協議会の八戸圏域 MaaS 検討分科会が主体となり、市営バスが現在紙媒体で展開するエコパスポートについて、購入しやすさの改善等による利用拡大に向けて、デジタル化に向けた検討を進めてきた。
・今回、冬休み期間中に使える「親子 DE 探検デジタルエコパスポート」の販売を開始した。

２　サービスの内容

	新	旧
乗車券名称	親子 DE 探検デジタルエコパスポート	親子 DE 探検エコパスポート
対象者	小学生とその保護者	同左
料金	600 円（1 日限り）	同左
対象日	冬休み期間	同左
対象区間	八戸市営バス全路線	同左
利用方法	デジタルチケット運転手へ提示	券面票の利用日を塗りつぶし、バスを降りる際に運転手に提示
発売場所	WEB（ウェルネット）	八戸市交通部旭ヶ丘営業所、ラピアインフォメーション、はちのへ観光案内所、はっちインフォメーション

３　今後の予定

・３月以降に他のエコパスポートシリーズ（こども探検、J・エコ）等もデジタルチケットへ移行予定